

「ご契約のしおり-約款」 変更のお知らせ

「ご契約のしおり-約款」に記載されている内容の一部を変更させていただきます。誠に恐縮ですが、ご一読のうえ、「ご契約のしおり-約款」とともに保管いただきますようお願いいたします。

一生涯のパートナー

第一生命



Dai-ichi Life Group

「約款」の記載をつぎのとおり変更します。

■契約取扱基本約款について、この約款の趣旨、第4条、第18条、第19条、第20条、第21条、第25条、第27条、第33条、第36条、第39条および第42条をつぎのとおり変更します。

（この約款の趣旨）

この約款は、つぎの主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に共通して適用される事項を定めたものです。各主契約の普通保険約款は、この契約取扱基本約款（以下「基本約款」といいます。）および主契約ごとに給付内容等を定めた約款（以下「給付約款」といいます。）で構成され、各主契約には基本約款および給付約款があわせて適用されるものとします。

主契約	適用される給付約款
終身保険（2018）	終身保険（2018）給付約款
定期保険（無解約返還金）（2018）	定期保険（無解約返還金）（2018）給付約款
逓減定期保険（無解約返還金）（2018）	逓減定期保険（無解約返還金）（2018）給付約款
養老保険（2018）	養老保険（2018）給付約款
生存給付金付定期保険（2018）	生存給付金付定期保険（2018）給付約款
特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）	特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）給付約款
特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）	特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）給付約款
特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）	特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）給付約款
特定疾病定期保険（無解約返還金）（2018）	特定疾病定期保険（無解約返還金）（2018）給付約款
特定疾病充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）	特定疾病充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）給付約款
総合医療保険（無解約返還金）（2018）	総合医療保険（無解約返還金）（2018）給付約款
生活習慣病入院保険（無解約返還金）（2018）	生活習慣病入院保険（無解約返還金）（2018）給付約款
女性特定疾病入院保険（無解約返還金）（2018）	女性特定疾病入院保険（無解約返還金）（2018）給付約款
特定損傷保険（無解約返還金）（2018）	特定損傷保険（無解約返還金）（2018）給付約款
先進医療保険（無解約返還金）（2018）	先進医療保険（無解約返還金）（2018）給付約款
女性特定治療保険（無解約返還金）（2018）	女性特定治療保険（無解約返還金）（2018）給付約款
認知症保険（無解約返還金）（2019）	認知症保険（無解約返還金）（2019）給付約款
就業不能保険（無解約返還金）（2019）	就業不能保険（無解約返還金）（2019）給付約款
総合医療一時金保険（無解約返還金）（2021）	総合医療一時金保険（無解約返還金）（2021）給付約款
入院一時金保険（限定告知型）（無解約返還金）（2021）	入院一時金保険（限定告知型）（無解約返還金）（2021）給付約款
「家族」所得保障保険（無解約返還金）2022	「家族」所得保障保険（無解約返還金）2022 給付約款
3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022	3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022 給付約款
介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022	介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022 給付約款
3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022	3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022 給付約款
軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022	軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022 給付約款
3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）	3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）給付約款
生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024	生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024 給付約款
継続入院所得保障保険（無解約返還金）2025	継続入院所得保障保険（無解約返還金）2025 給付約款
要支援・介護保険（無解約返還金）2025	要支援・介護保険（無解約返還金）2025 給付約款

第4条（保険料の払込）

1. 保険料は、保険料払込期間中、毎回の保険料の払込方法（回数）にしたがい、第5条（保険料の払込方法（経路））第1項に定める保険料の払込方法（経路）により、保険料の払込方法（回数）ごとにつぎに定める期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。
 - (1) 第1回保険料の払込期月
責任が開始される日からその日を含めて責任が開始される日の属する月の翌々月末日まで
 - (2) 第2回以後の保険料の払込期月

保険料の払込方法（回数）	払込期月
月払	月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
半年一括払	半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
年一括払	年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで

2. 第1項で払い込むべき保険料は、保険料の払込方法（回数）に応じ、それぞれつぎのとおり、契約日または契約応当

日から翌契約応当日の前日までの期間（以下「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。

保険料の払込方法（回数）	保険料期間
月払	契約日または月単位の契約応当日からつぎの月単位の契約応当日の前日まで
半年一括払	契約日または半年単位の契約応当日からつぎの半年単位の契約応当日の前日まで
年一括払	契約日または年単位の契約応当日からつぎの年単位の契約応当日の前日まで

3. 第1項第2号の保険料がそれぞれの契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにつぎのいずれかの事由が生じたことにより保険料の払込を要しなくなったときは、当会社は、その払い込まれた保険料（保険料の一部の払込を要しなくなったときは、その払込を要しなくなった部分に限ります。）を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金、年金または給付金（3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022、3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022もしくは軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022の死亡返還金または3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）の保険金額と同額の死亡返還金を含み、以下「保険金等」といいます。）を支払うときはその受取人に、死亡時支払金受取人が指定されている場合で被保険者が死亡したとき（保険契約者または死亡時支払金受取人の故意により被保険者が死亡したときを除きます。）は死亡時支払金受取人に払い戻します。
- (1) 保険契約または付加された保険料払込免除特約（2018）の消滅
- (2) 保険金額、基本保険金額、年金額、入院給付金日額、給付金額、基準給付金額または給付金月額（以下「保険金額等」といいます。）の減額
- (3) 特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）の第1回の特定疾病年金、第1回の身体障害年金または第1回の介護年金の支払事由
- (4) 「家族」所得保障保険（無解約返還金）2022の第1回の家族年金の支払事由
- (5) 3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022の第1回の3大疾病年金の支払事由
- (6) 介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022の第1回の身体障害年金または第1回の介護年金の支払事由
- (7) 保険料払込免除特約（2018）による保険料払込の免除事由（以下「保険料払込の免除事由」といいます。）
4. 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後その契約応当日の属する月の末日まで（第1回保険料については契約日以後第1回保険料の払込期月の末日まで）に保険金等の支払事由が生じたときは、当会社は、未払込保険料を支払うべき保険金等から差し引きます。ただし、保険金等が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、第8条（保険料払込の猶予期間および猶予期間経過後の保険契約の取扱）に定める猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、保険金等を支払いません。
5. 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後その契約応当日の属する月の末日まで（第1回保険料については契約日以後第1回保険料の払込期月の末日まで）に保険料払込の免除事由が生じたときは、保険契約者は、第8条に定める猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、保険料払込の免除事由の発生により免除すべき保険料の払込を免除しません。
6. 保険契約者は、当会社の定める取扱にもとづき、保険料の払込方法（回数）を変更することができます。
7. 月払の保険契約が保険金額等の減額等によって当会社の定める月払取扱の範囲外となったときは、当会社の定める取扱にもとづき、保険料の払込方法（回数）を年一括払または半年一括払に変更します。
8. 年一括払契約または半年一括払契約の場合で、すでに保険料が払い込まれている保険料期間の途中でつぎのいずれかの事由が生じたことにより保険料の払込を要しなくなったときは、当会社は、その事由が生じた日の直後に到来する月単位の契約応当日からその保険料期間の末日までの月数に応じた保険料の残額に相当する金額（保険料の一部の払込を要しなくなったときは、その払込を要しなくなった保険料に対応する部分に限ります。）の返還金を保険契約者に支払います。ただし、保険金等を支払うときはその受取人に、死亡時支払金受取人が指定されている場合で被保険者が死亡したとき（死亡時支払金受取人の故意により被保険者が死亡したときを除きます。）は死亡時支払金受取人に支払います。
- (1) 保険契約または付加された保険料払込免除特約（2018）の消滅。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合または第13条（保険金等不法取得目的による無効）もしくは第14条（詐欺による取消）に該当する場合を除きます。
- (2) 保険金額等の減額
- (3) 特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）の第1回の特定疾病年金、第1回の身体障害年金または第1回の介護年金の支払事由
- (4) 「家族」所得保障保険（無解約返還金）2022の第1回の家族年金の支払事由
- (5) 3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022の第1回の3大疾病年金の支払事由
- (6) 介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022の第1回の身体障害年金または第1回の介護年金の支払事由
- (7) 保険料払込の免除事由
9. 保険料の払込が免除されている保険契約については、第8項の規定は適用しません。
10. 月払契約の場合、すでに保険料が払い込まれている保険料期間の途中で第8項各号の事由が生じたときであっても、当会社は、その保険料期間に対応する保険料を払い戻しません。

第18条（重大事由による解除）

1. 当会社は、つぎのいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向かって保険契約を解除することができます。
- (1) 保険契約者、死亡保険金受取人、死亡給付金受取人、家族年金受取人または死亡時支払金受取人が死亡保険金、死亡給付金、家族年金または死亡返還金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および死亡保険金の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人がこの保険契約の保険金等（死亡保険金、死亡給付金、家族年金、

満期保険金および生存給付金を除き、保険料払込免除特約（2018）による保険料払込の免除（以下「保険料払込の免除」といいます。）を含みます。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合

- (3) この保険契約の保険金等（満期保険金および生存給付金を除き、死亡返還金および保険料払込の免除を含みます。）の請求に関し、その受取人（保険料払込の免除の請求については保険契約者）に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (4) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる保険金額等（死亡保険金、死亡給付金および家族年金の額を除きます。）の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (5) 保険契約者、被保険者、保険金等の受取人または死亡時支払金受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 保険契約者、保険金等の受取人または死亡時支払金受取人が法人である場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (6) この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、当会社の保険契約者、被保険者、保険金等の受取人または死亡時支払金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から第5号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
 - (7) 当会社の保険契約者、被保険者、保険金等の受取人または死亡時支払金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする第1号から第6号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
2. 当会社は、保険金等の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金等（第1項第5号の事由にのみ該当した場合で、第1項第5号の事由に該当したのが保険金等の受取人のみであり、その保険金等の受取人が保険金等の一部の受取人であるときは、保険金等のうち、その受取人に支払われるべき保険金等。以下本条において同じ。）を支払いません。また、すでにその支払事由により保険金等を支払っているときは、当会社は、その返還を請求します。
 - (2) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険料払込の免除事由による保険料払込の免除を行いません。また、すでにその保険料払込の免除事由により保険料の払込を免除していたときは、当会社は、保険料の払込を免除しなかったものとしします。
3. 総合医療保険（無解約返還金）（2018）、生活習慣病入院保険（無解約返還金）（2018）、女性特定疾病入院保険（無解約返還金）（2018）、認知症保険（無解約返還金）（2019）、総合医療一時金保険（無解約返還金）（2021）、入院一時金保険（限定告知型）（無解約返還金）（2021）、介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022、3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）および要支援・介護保険（無解約返還金）2025の死亡返還金について、第2項の規定を準用します。
4. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者、保険金等の受取人または死亡時支払金受取人に通知します。
5. 本条の規定によって保険契約を解除した場合で、解約返還金があるときは、当会社は、解約返還金と同額の返還金（「家族」所得保障保険（無解約返還金）2022の年金支払期間中に解除したときは家族年金の未支払分の現価。以下本条において同じ。）を保険契約者（家族年金の未支払分の現価を支払うときは家族年金受取人。以下本条において同じ。）に支払います。
6. 第5項の規定にかかわらず、第1項第5号の規定によって保険契約を解除し、保険金等（死亡返還金を含みます。以下本条において同じ。）の一部の受取人について第2項第1号の規定を適用し保険金等を支払わない場合で、保険契約のうち支払われない保険金等に対応する部分の解約返還金があるときは、当会社は、その解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。

第19条（解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約し、解約返還金があるときはこれを請求することができます。
2. 第1項の規定にかかわらず、つぎのいずれかに該当するときは、当会社は、保険契約の解約を取り扱いません。
 - (1) 主契約が特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）である場合で、第1回の特定疾病年金、第1回の身体障害年金または第1回の介護年金の支払日以後であるとき
 - (2) 主契約が「家族」所得保障保険（無解約返還金）2022である場合で、第1回の家族年金の支払日以後であるとき
 - (3) 主契約が3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022である場合で、第1回の3大疾病年金の支払日以後であるとき
 - (4) 主契約が介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022である場合で、第1回の身体障害年金または第1回の介護年金の支払日以後であるとき
3. 第1項の請求をするときは、保険契約者は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。
4. 解約返還金は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日（当会社に到着した日が営業日でない場合は翌営業日）の翌日からその日を含めて5営業日以内に、当会社の本店で支払います。この場合、当会社が認めたときは、保険契約者の口座（当会社の指定した金融機関等の口座に限ります。）に払い込む方法により支払います。

第20条（債権者等により保険契約が解約される場合の取扱）

1. 差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）により保険契約が解約されるときは、解約する旨の通知が当会社に着した時から1か月を経過した日にその効力が生じます。
2. 第1項の解約が通知された場合でも、通知の時にいてつぎのすべてを満す保険金等の受取人（満期保険金受取人を除きます。以下本条において同じ。）または死亡時支払金受取人が、保険契約者の同意を得て、第1項の解約の効力が生じるまでの間に、第1項の解約の通知が当会社に着した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、当会社にその旨を通知したときは、第1項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
3. 第2項の通知をするときは、保険金等の受取人または死亡時支払金受取人は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。
4. 第1項の解約の通知が当会社に着した時から、その解約の効力が生じるまでまたは第2項の規定により解約の効力が生じなくなるまでに、保険金または給付金（生存給付金を除きます。以下本項において同じ。）の支払事由が生じ、当会社が保険金または給付金を支払うべき場合で、保険契約が消滅するときは、つぎのとおりとします。
 - (1) 当会社は、第1項の解約の通知が当会社に着した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払います。ただし、保険金または給付金の支払事由の発生により支払うべき金額を限度とします。
 - (2) 当会社は、保険金または給付金の支払事由の発生により支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を保険金または給付金の受取人に支払います。
5. 第1項の解約の通知が当会社に着した時から、その解約の効力が生じるまでまたは第2項の規定により解約の効力が生じなくなるまでに、生存給付金の支払事由が生じ、当会社が生存給付金を支払うべきときは、つぎのとおりとします。
 - (1) 当会社は、第1項の解約の通知が当会社に着した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払います。ただし、生存給付金の支払事由の発生により支払うべき金額を限度とします。
 - (2) 当会社は、生存給付金の支払事由の発生により支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を生存給付金の受取人に支払います。
6. 第1項の解約の通知が当会社に着した時から、その解約の効力が生じるまでまたは第2項の規定により解約の効力が生じなくなるまでに、被保険者が死亡し、被保険者が死亡したことにより死亡時支払金受取人に支払うべき金額があるときは、つぎのとおりとします。
 - (1) 当会社は、第1項の解約の通知が当会社に着した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払います。ただし、被保険者が死亡したことにより死亡時支払金受取人に支払うべき金額を限度とします。
 - (2) 当会社は、被保険者が死亡したことにより死亡時支払金受取人に支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を死亡時支払金受取人に支払います。
7. 第1項の解約の通知が当会社に着した時から、その解約の効力が生じるまでまたは第2項の規定により解約の効力が生じなくなるまでに、特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）の第1回の特定疾病年金、第1回の身体障害年金もしくは第1回の介護年金、3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022の第1回の3大疾病年金または介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022の第1回の身体障害年金もしくは第1回の介護年金（以下本項において「第1回の年金」といいます。）の支払事由が生じ、当会社が第1回の年金を支払うべきときは、つぎのとおりとします。
 - (1) 第1回の年金の支払日以後、第1項および第2項の規定は適用しません。
 - (2) 当会社は、第1項の解約の通知が当会社に着した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払います。ただし、第1回の年金の支払事由の発生により支払うべき金額を限度とします。
 - (3) 当会社は、第1回の年金の支払事由の発生により支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を年金の受取人に支払います。
8. 第1項の解約の通知が当会社に着した時から、その解約の効力が生じるまでまたは第2項の規定により解約の効力が生じなくなるまでに、「家族」所得保障保険（無解約返還金）2022の第1回の家族年金の支払事由が生じ、当会社が第1回の家族年金を支払うべきときは、つぎのとおりとします。
 - (1) 第1回の家族年金の支払日以後、第1項および第2項の規定は適用しません。
 - (2) 当会社は、第1項の解約の通知が当会社に着した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払います。ただし、第1回の家族年金の支払事由の発生により支払うべき金額（第1回の家族年金の支払事由の発生により支払うべき金額が、第1項の解約の通知が当会社に着した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等に支払うべき金額に満たないときは、家族年金の未支払分の現価とします。以下本項において同じ。）を限度とします。
 - (3) 当会社は、第1回の家族年金の支払事由の発生により支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を家族年金受取人に支払います。

第21条（保険金額等の減額）

1. 保険契約者は、当会社の定める取扱にもとづき、保険金額等を減額することができます。
2. 第1項の規定にかかわらず、つぎのいずれかに該当するときは、当会社は、保険金額等の減額を取り扱いません。
 - (1) 減額後の保険金額等が当会社所定の金額を下回るとき
 - (2) 主契約が特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）である場合で、第1回の特定疾病年金、第1回の身体障害

年金または第1回の介護年金の支払日以後であるとき

- (3) 主契約が「家族」所得保障保険（無解約返還金）2022である場合で、第1回の家族年金の支払日以後であるとき
 - (4) 主契約が3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022である場合で、第1回の3大疾病年金の支払日以後であるとき
 - (5) 主契約が介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022である場合で、第1回の身体障害年金または第1回の介護年金の支払日以後であるとき
 - (6) 保険料の払込が免除されたとき
3. 保険金額等の減額をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
4. 保険金額等の減額をしたときは、減額分は解約したものと取り扱います。

第25条（貸付金の返済）

1. 保険契約者は、いつでも第9条（保険料の自動貸付）および第24条（契約者貸付）の貸付金の元利金（以下「貸付元利金」といいます。）の全部または一部を返済することができます。
2. つぎのいずれかに該当する場合には、当会社は、支払うべき金額（第2回以後の年金を除き、給付金の支払限度に達したことにより第2号に該当する場合、主契約が就業不能保険（無解約返還金）（2019）で、就業不能給付金の支払事由に該当し、当該支払事由の給付金支払期間中に保険期間が満了することにより第2号に該当する場合または主契約が継続入院所得保障保険（無解約返還金）2025で、入院所得給付金の支払事由に該当し、当該支払事由の入院所得給付金対象期間中に保険期間が満了することにより第2号に該当する場合には給付金を含みます。また、第4号の場合は払済保険の保険金額を定める際の金額とします。）から貸付元利金を差し引きます。
 - (1) 保険金、年金、死亡給付金、生存給付金または死亡返還金が支払われるとき
 - (2) 保険契約または付加された保険料払込免除特約（2018）が消滅したとき（保険契約の一部が消滅した場合を含みます。）
 - (3) 保険金額等が減額されたとき
 - (4) 払済保険に変更するとき
 - (5) 保険期間を変更するとき
 - (6) 契約年齢または性別の誤りを訂正するとき
 - (7) 保険料の払込が免除されたとき
3. 貸付元利金が解約返還金額をこえたときは、保険契約者は、当会社所定の金額を払い込むことを要します。この場合、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。
4. 当会社が第3項の通知を発した日の属する月の翌月末日までに、当会社所定の金額が払い込まれない場合には、保険契約は、この期日の翌日から効力を失います。

第27条（保険契約者の変更等）

1. 保険契約者は、被保険者および当会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 主契約が特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）である場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者と年金の受取人が異なる場合、年金の受取人は、第1回の特定疾病年金、第1回の身体障害年金または第1回の介護年金（以下本項において「第1回の年金」といいます。）の支払日に保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。
 - (2) 第1回の年金の支払日以後であるときは、第1項の規定にかかわらず、保険契約者の変更を取り扱いません。
 - (3) 第2号の規定にかかわらず、保険契約者が法人で、かつ、年金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者は、第1回の年金の支払日以後、被保険者および当会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を被保険者に承継させることができます。
3. 主契約が「家族」所得保障保険（無解約返還金）2022である場合で、保険契約者と家族年金受取人が異なるときは、家族年金受取人は、第1回の家族年金の支払日に保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。
4. 主契約が3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022である場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者と3大疾病年金の受取人が異なる場合、3大疾病年金の受取人は、第1回の3大疾病年金の支払日に保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。
 - (2) 第1回の3大疾病年金の支払日以後であるときは、第1項の規定にかかわらず、保険契約者の変更を取り扱いません。
 - (3) 第2号の規定にかかわらず、保険契約者が法人で、かつ、3大疾病年金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者は、第1回の3大疾病年金の支払日以後、被保険者および当会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を被保険者に承継させることができます。
5. 主契約が介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022である場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者と年金の受取人が異なる場合、年金の受取人は、第1回の身体障害年金または第1回の介護年金（以下本項において「第1回の年金」といいます。）の支払日に保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。
 - (2) 第1回の年金の支払日以後であるときは、第1項の規定にかかわらず、保険契約者の変更を取り扱いません。
 - (3) 第2号の規定にかかわらず、保険契約者が法人で、かつ、年金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者は、第1回の年金の支払日以後、被保険者および当会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を被保険者に承継させることができます。
6. 保険契約者の変更または第2項第3号、第4項第3号もしくは第5項第3号の変更をするときは、保険契約者は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。

第33条（死亡時支払金受取人）

- 主契約がつぎのいずれかである場合、保険契約者は、保険契約の締結の際、被保険者の同意を得て、被保険者の死亡に伴う支払金がある場合にこれを受け取る者として、死亡時支払金受取人を指定するものとします。ただし、主契約が第9号および第10号の場合には、死亡給付金受取人と同一となる死亡時支払金受取人を指定することを要します。
 - 総合医療保険（無解約返還金）（2018）
 - 生活習慣病入院保険（無解約返還金）（2018）
 - 女性特定疾病入院保険（無解約返還金）（2018）
 - 特定損傷保険（無解約返還金）（2018）
 - 先進医療保険（無解約返還金）（2018）
 - 女性特定治療保険（無解約返還金）（2018）
 - 認知症保険（無解約返還金）（2019）
 - 就業不能保険（無解約返還金）（2019）
 - 総合医療一時金保険（無解約返還金）（2021）
 - 入院一時金保険（限定告知型）（無解約返還金）（2021）
 - 3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022
 - 介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022
 - 3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022
 - 軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022
 - 3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）
 - 生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024
 - 継続入院所得保障保険（無解約返還金）2025
 - 要支援・介護保険（無解約返還金）2025
- 死亡時支払金受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は他の死亡時支払金受取人を代理するものとします。
- 第2項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときは、当社が死亡時支払金受取人の1人に対してした行為は、他の死亡時支払金受取人に対しても効力を生じます。
- 被保険者の死亡以前に死亡時支払金受取人が死亡し、死亡時支払金受取人の変更が行われていない間は、死亡時支払金受取人の死亡時の法定相続人を死亡時支払金受取人としてします。
- 第4項の規定により死亡時支払金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、第4項の規定により死亡時支払金受取人となった者のうち生存している他の死亡時支払金受取人を死亡時支払金受取人としてします。
- 第4項および第5項の規定により死亡時支払金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- 当社への通知または遺言による死亡時支払金受取人の変更については、第31条（当社への通知による死亡保険金受取人等の変更）および第32条（遺言による死亡保険金受取人等の変更）の規定を準用します。

第36条（契約者配当金の割当）

- 当社は、当社の定める方法により積み立てた契約者配当準備金のうちから、毎事業年度末に、つぎの保険契約に対して、契約者配当金を割り当てます。ただし、主契約が特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）、「家族」所得保障保険（無解約返還金）2022、3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022または介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022である場合を除きます。
 - つぎの事業年度中に、年単位の契約応当日または第39条（保険契約の更新）第1項に定める更新日のいずれかの日（以下「契約応当日等」といいます。）が到来する保険契約。ただし、契約応当日等が保険契約の有効中に到来する場合に限りします。
 - つぎの事業年度中に、保険期間の満了日の翌日が到来する保険契約。ただし、保険契約が更新される場合を除きます。
- 主契約が特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）、「家族」所得保障保険（無解約返還金）2022、3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022または介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022である場合には、当社は、当社の定める方法により積み立てた契約者配当準備金のうちから、毎事業年度末に、つぎの保険契約に対して、契約者配当金を割り当てます。
 - つぎの事業年度中に、契約応当日等が到来する保険契約。ただし、特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）の第1回の特定疾病年金、第1回の身体障害年金もしくは第1回の介護年金、「家族」所得保障保険（無解約返還金）2022の第1回の家族年金、3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022の第1回の3大疾病年金または介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022の第1回の身体障害年金もしくは第1回の介護年金（以下本条および第37条（契約者配当金の支払）において「第1回の年金」といいます。）の支払日前で、かつ、契約応当日等が保険契約の有効中に到来する場合に限りします。
 - つぎの事業年度中に、保険期間の満了日の翌日が到来する保険契約。ただし、保険契約が更新される場合を除きます。
 - つぎの事業年度中に、第1回の年金の支払日の年単位の応当日（以下本条および第37条において「年金支払日」といいます。）が到来する保険契約。ただし、年金支払日が保険契約の有効中に到来する場合に限りします。
 - つぎの事業年度中に、年金支払期間の満了日の翌日が到来する保険契約
- 第1項および第2項のほか、契約日（保険契約が更新された場合には、直前の更新日）から所定年数を経過し、かつ、所定の条件を満たす保険契約に対しても、契約者配当金を割り当てることがあります。

第39条（保険契約の更新）

1. 保険期間を年満期で定めた保険契約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の2か月前までに保険契約を継続しない旨を通知しない限り、保険契約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続されるものとし、この日を更新日とします。なお、保険契約の更新を取り扱う保険種類はつぎのとおりです。
 - (1) 定期保険（無解約返還金）（2018）
 - (2) 逓減定期保険（無解約返還金）（2018）
 - (3) 生存給付金付定期保険（2018）
 - (4) 特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）
 - (5) 特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）
 - (6) 特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）
 - (7) 特定疾病定期保険（無解約返還金）（2018）
 - (8) 特定疾病充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）
 - (9) 総合医療保険（無解約返還金）（2018）
 - (10) 生活習慣病入院保険（無解約返還金）（2018）
 - (11) 女性特定疾病入院保険（無解約返還金）（2018）
 - (12) 特定損傷保険（無解約返還金）（2018）
 - (13) 先進医療保険（無解約返還金）（2018）
 - (14) 女性特定治療保険（無解約返還金）（2018）
 - (15) 認知症保険（無解約返還金）（2019）
 - (16) 就業不能保険（無解約返還金）（2019）
 - (17) 総合医療一時金保険（無解約返還金）（2021）
 - (18) 3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022
 - (19) 介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022
 - (20) 3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022
 - (21) 軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022
 - (22) 生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024
 - (23) 継続入院所得保障保険（無解約返還金）2025
 - (24) 要支援・介護保険（無解約返還金）2025
2. 第1項の規定にかかわらず、つぎのいずれかに該当する場合には、当会社は、第1項の更新を取り扱いません。
 - (1) 保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が80歳であるとき。ただし、つぎのいずれかに該当する場合があります。
 - (ア) 主契約が定期保険（無解約返還金）（2018）、逓減定期保険（無解約返還金）（2018）、認知症保険（無解約返還金）（2019）、就業不能保険（無解約返還金）（2019）、3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022、介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022、継続入院所得保障保険（無解約返還金）2025または要支援・介護保険（無解約返還金）2025である場合
 - (イ) 主契約が特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）で、かつ、年金支払期間が満了となる年齢を指定した場合
 - (ウ) 主契約が特定損傷保険（無解約返還金）（2018）である場合
 - (2) 第1号(ア)の場合で、保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が、保険契約の締結の際に指定した更新限度年齢であるとき
 - (3) 第1号(イ)の場合で、保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が、保険契約の締結の際に指定した年金支払期間が満了となる年齢であるとき
 - (4) 第1号(ウ)の場合で、保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が60歳であるとき
 - (5) 主契約が逓減定期保険（無解約返還金）（2018）である場合で、更新後の保険契約の基本保険金額が当会社所定の金額に満たないとき
 - (6) 主契約が生存給付金付定期保険（2018）である場合で、つぎのいずれかに該当するとき
 - (ア) 契約日から更新後の保険期間の満了日までの期間が30年をこえるとき
 - (イ) 更新後の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が80歳をこえるとき
 - (7) 主契約が特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）である場合で、第1回の特定疾病年金、第1回の身体障害年金または第1回の介護年金の支払日以後であるとき
 - (8) 主契約が3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022である場合で、第1回の3大疾病年金の支払日以後であるとき
 - (9) 主契約が介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022である場合で、第1回の身体障害年金または第1回の介護年金の支払日以後であるとき
 - (10) 更新日に当会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき
3. 更新後の保険契約の保険期間は、更新前の保険契約の保険期間と同一とします。ただし、つぎのいずれかに該当する場合には、保険契約は、当会社の定める取扱にもとづき、短期の保険期間に変更して更新します。
 - (1) 更新後の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が80歳をこえるとき。ただし、つぎのいずれかに該当する場合があります。
 - (ア) 主契約が定期保険（無解約返還金）（2018）、逓減定期保険（無解約返還金）（2018）、認知症保険（無解約返還金）（2019）、就業不能保険（無解約返還金）（2019）、3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022、介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022、継続入院所得保障保険（無解約返還金）2025または要支援・介護保険（無解約返

還金) 2025である場合

(イ) 主契約が特定状態収入保障保険(無解約返還金)(2018)で、かつ、年金支払期間が満了となる年齢を指定した場合

(ウ) 主契約が特定損傷保険(無解約返還金)(2018)である場合

- (2) 第1号(ア)の場合で、更新後の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が、保険契約の締結の際に指定した更新限度年齢をこえるとき
- (3) 第1号(イ)の場合で、更新後の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が、保険契約の締結の際に指定した年金支払期間が満了となる年齢をこえるとき
- (4) 第1号(ウ)の場合で、更新後の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が60歳をこえるとき
4. 更新後の保険契約の保険金額等は、更新前の保険契約の保険金額等と同額とします。ただし、主契約が通減定期保険(無解約返還金)(2018)である場合、更新後の保険契約の基本保険金額は、更新前の保険契約の保険期間の満了日の保険金額と同額とします。
5. 主契約が通減定期保険(無解約返還金)(2018)である場合で、つぎのいずれかに該当するときは、定期保険(無解約返還金)(2018)に変更して更新されるものとし、第3項および第9項から第11項までの規定を準用します。この場合、更新後の保険契約の保険金額は、更新前の保険契約の保険期間の満了日の保険金額と同額とします。
 - (1) 更新後の保険契約の保険期間が10年未満となるとき
 - (2) 更新後の保険契約の基本保険金額が当会社所定の金額に満たないとき
6. 更新後の保険契約の型、年金の種類、年金支払期間、入院給付金の支払限度の型および給付金の支払額における基準給付金額に対する割合は、更新前の保険契約の型、年金の種類、年金支払期間、入院給付金の支払限度の型および給付金の支払額における基準給付金額に対する割合と同一とします。
7. 第6項の規定にかかわらず、主契約が特定状態収入保障保険(無解約返還金)(2018)である場合で、保険契約者から申出があったときは、当会社の定める取扱にもとづき、つぎの変更を行ったうえで更新することができます。第3号の変更を行う場合、保険契約者は、当会社の定める取扱にもとづき、更新後の保険契約の年金支払期間とする年数を指定してください。
 - (1) 年金支払期間とする年数の変更
 - (2) 年金支払期間が満了となる年齢の変更
 - (3) 年金支払期間が満了となる年齢を指定せず、年金支払期間とする年数を指定することとする変更
8. 第6項の規定にかかわらず、主契約が総合医療一時金保険(無解約返還金)(2021)である場合で、保険契約者から申出があったときは、つぎの変更を行ったうえで更新することができます。
 - (1) 更新前の保険契約の型が「B型」の場合で、更新後の保険契約の型を「A型」とする変更
 - (2) 更新前の保険契約の型が「C型」の場合で、更新後の保険契約の型を「A型」とする変更
9. 更新後の保険契約の第1回保険料の払込期月については、第4条(保険料の払込)第1項第2号の規定を準用します。
10. 更新後の保険契約の第1回保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、更新後の保険契約の効力は生じません。
11. 保険契約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 更新された保険契約の保険期間の計算にあたっては更新日からその日を含めて計算するものとし、保険料は更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。
 - (2) 更新後の保険契約には、更新日における主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)および保険料率が適用されます。
 - (3) 保険金等の支払、給付金支払期間、保険料払込の免除、第8条(保険料払込の猶予期間および猶予期間経過後の保険契約の取扱)、第11条(保険契約の復活)および第17条(保険契約を解除できない場合)に関しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとします。
 - (4) 更新前の保険契約において告知義務違反による解除の事由があるときは、当会社は、更新後の保険契約を解除することができます。
 - (5) 当会社は、新たな保険証券を交付しません。
12. 更新日に当会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないときは、この保険契約にかえて、当会社所定の保険契約により、更新とみなして取り扱うことがあります。

第42条(保障見直し特約(2018)、医療保障変更特約(2021)または家族内保障承継特約(2018)を付加した場合の特則)

1. 保障見直し特約(2018)、医療保障変更特約(2021)または家族内保障承継特約(2018)(以下「保障見直し特約(2018)等」といいます。)を付加した場合で、主約款または付加された特約の特約条項の規定にもとづき保険料を改めるときは、充当保険料も改めます。
2. 保障見直し特約(2018)等を付加した場合で、保障見直し特約(2018)等に定める見直し価格(解約返還金あり)、変更価格(解約返還金あり)または承継価格(解約返還金あり)からの充当価格(以下本項から第4項までにおいて「充当価格」といいます。)があるときは、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) つぎのいずれかに該当した場合には、充当価格の残額(当会社の定める方法により、経過年月数に応じて計算した金額をいい、リビング・ニーズ特約(2018)の特定状態保険金が支払われるときは特定状態保険金の請求日から6か月を経過した日における金額とします。また、保険契約の一部について本号の取扱を行うときは、その部分に対応する金額とします。以下同じ。)を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金等を支払うときはその受取人に、死亡時支払金受取人が指定されている場合で被保険者が死亡したとき(保険契約者または死亡時支払金受取人の故意により被保険者が死亡したときを除きます。)は死亡時支払金受取人に払い戻します。
 - (ア) 保険金、死亡給付金または年金が支払われるとき
 - (イ) 被保険者が死亡したとき

- (ウ) 保険料の払込が免除されたとき
- (エ) 給付金の支払限度に到達したことにより保険契約が消滅するとき
- (オ) 主契約が就業不能保険（無解約返還金）（2019）の場合で、就業不能給付金の支払事由に該当し、当該支払事由の給付金支払期間中に保険期間が満了することにより、保険契約が消滅するとき
- (カ) 主契約が継続入院所得保障保険（無解約返還金）2025の場合で、入院所得給付金の支払事由に該当し、当該支払事由の入院所得給付金対象期間中に保険期間が満了することにより、保険契約が消滅するとき
- (2) つぎのいずれかに該当した場合には、充当価格の残額から当会社所定の金額を差し引いた金額（以下「充当価格からの返還金」といい、保険契約の一部について本号の取扱を行うときは、その部分に対応する金額とします。）を保険契約者に払い戻します。
 - (ア) 保険契約が効力を失ったとき
 - (イ) 保険契約が解除または解約されたとき（第3号(イ)の場合を除きます。）
 - (ウ) 払済保険に変更するとき
 - (エ) 主契約が認知症保険（無解約返還金）（2019）の場合で、主約款の規定にもとづき、被保険者が責任開始期前に認知症と診断されたことまたは責任開始期前に発病した疾病もしくは発生した傷害を原因として責任開始期以後に認知症と診断されたことにより認知症保険金が支払われない場合に保険契約が将来に向かって消滅したとき
- (3) つぎのいずれかに該当した場合には、充当価格（保険契約の一部について本号の取扱を行うときは、その部分に対応する金額とします。）を保険契約者に払い戻します。
 - (ア) 契約年齢の誤りにより保険契約を取り消したとき
 - (イ) 主契約がつぎのいずれかの場合で、主約款の規定にもとづき、被保険者が責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に悪性新生物または上皮内新生物等と医師により診断確定された場合または被保険者が責任開始期前に悪性新生物または上皮内新生物等と医師により診断確定されていた場合に保険契約者からの申出により保険契約が解除されたとき
 - (a) 特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）
 - (b) 特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）
 - (c) 特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）
 - (d) 特定疾病定期保険（無解約返還金）（2018）
 - (e) 特定疾病充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）
 - (f) 女性特定治療保険（無解約返還金）（2018）
 - (g) 3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022
 - (h) 3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022
 - (i) 軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022
 - (j) 3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）
 - (ウ) 主契約が認知症保険（無解約返還金）（2019）の場合で、主約款の規定にもとづき、被保険者が責任開始期前に認知症と診断されたことにより認知症保険金が支払われない場合に保険契約が責任開始期に遡って消滅したとき
- (4) つぎのいずれかに該当した場合で、充当価格のある保険契約について払い込むべき保険料が当会社の取扱範囲外となるときは、当会社の定める方法により充当保険料を減額し、充当保険料の減額により支払うべきつぎの金額（充当保険料の減額に対応する部分とします。）を保険契約者（保険金等を支払うときはその受取人）に払い戻します。
 - (ア) 保険料の払込方法（回数）または保険料の払込方法（経路）を変更するときは、充当価格の残額
 - (イ) 保険期間を変更するときは、充当価格の残額
 - (ウ) 契約年齢または性別の誤りを訂正するときは、充当価格の残額
 - (エ) 付加された保険料払込免除特約（2018）のみが解除または解約されたときは、充当価格からの返還金（(オ)の場合を除きます。）
 - (オ) 保険料払込免除特約条項（2018）の規定にもとづき、被保険者が責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に悪性新生物と医師により診断確定された場合または被保険者が責任開始期前に悪性新生物と医師により診断確定されていた場合に付加された保険料払込免除特約（2018）が保険契約者からの申出により解除されたときは、充当価格の残額
 - (カ) 主契約が総合医療保険（無解約返還金）（2018）の場合で、保険契約の型が変更されたときは、充当価格の残額
 - (キ) 主契約が総合医療一時金保険（無解約返還金）（2021）の場合で、保険契約の型が変更されたときは、充当価格の残額
 - (ク) パッケージ内契約を追加したときは、充当価格の残額
- (5) 第25条（貸付金の返済）の規定を適用する場合には、第25条に定める支払うべき金額には、第1号から第4号までの規定にもとづき支払われる金額を加えて取り扱います。
- 3. 充当価格のある保険契約について、第9条（保険料の自動貸付）および第25条の規定を適用する場合には、第9条および第25条に定める解約返還金および解約返還金額には、充当価格からの返還金を加えて取り扱います。
- 4. 第2項の規定にかかわらず、保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合、第13条（保険金等不法取得目的による無効）の規定にもとづき保険契約を無効とした場合または第14条（詐欺による取消）の規定にもとづき保険契約を取り消した場合には、充当価格の残額その他の返還金の払戻はありません。
- 5. 保障見直し特約（2018）等に定める見直し価格（解約返還金なし）、変更価格（解約返還金なし）または承継価格（解約返還金なし）からの充当価格に対応する部分については、充当価格の残額その他の返還金の払戻はありません。
- 6. 保障見直し特約（2018）等を付加した場合で、猶予期間内に第1回保険料が払い込まれないときは、第8条（保険料払込の猶予期間および猶予期間経過後の保険契約の取扱）第3項第1号の規定にかかわらず、保険契約は猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。

■約款別表について、別表42、別表43、別表44、別表45、別表46、別表47、別表48および別表49を追加し、目次ならびに別表1、別表8、別表13および別表22をつぎのとおり変更します。

約款別表 目次

別表 1	請求書類	別表25	対象となる特定疾病
別表 2	対象となる感染症	別表26	特定損傷
別表 3	対象となる悪性新生物	別表27	病院または診療所
別表 4	対象となる急性心筋梗塞	別表28	治療
別表 5	対象となる脳卒中	別表29	先進医療にかかる技術料
別表 6	病院または診療所	別表30	対象となる乳房の悪性新生物、乳房の上皮内癌
別表 7	公的医療保険制度	別表31	観血切除術
別表 8	医科診療報酬点数表	別表32	子宮摘出術
別表 9	先進医療	別表33	卵巣摘出術
別表10	公的介護保険制度	別表34	入院
別表11	要介護 2 以上の状態	別表35	乳房再建手術
別表12	要介護認定	別表36	対象となる子宮および子宮附属器の悪性新生物、子宮および子宮附属器の上皮内癌
別表13	介護保険金、介護年金および要支援・介護保険金の対象となる当会社所定の状態	別表37	対象となる認知症
別表14	対象となる上皮内新生物等	別表38	要介護 1 以上の状態
別表15	入院	別表39	認知症保険金
別表16	要介護 1 の状態	別表40	在宅医療
別表17	対象となる糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症、糖尿病性神経障害または糖尿病性壊疽	別表41	特定自然災害
別表18	対象となる心・血管疾患、脳血管疾患	別表42	対象となる高血圧性疾患
別表19	病院または診療所	別表43	対象となる脂質異常症
別表20	入院	別表44	対象となる糖尿病
別表21	対象となる不慮の事故	別表45	対象となる高尿酸血症
別表22	歯科診療報酬点数表	別表46	投薬治療等
別表23	特定部位・指定疾病不担保法により不担保とする身体部位および指定疾病	別表47	対象となるメンタル疾病
別表24	対象となる生活習慣病	別表48	要支援 1 以上の状態
		別表49	要支援認定等

別表 1 請求書類

(1) 保険金等の請求

	項目	必要書類
1	・ 死亡保険金 ・ 死亡給付金 ・ 特定自然災害死亡給付金 ・ 第 1 回の家族年金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の報告書（特定自然災害死亡給付金を請求する場合） (3) 医師の死亡診断書または死体検案書（当会社が必要と認めた場合は当会社所定の様式による医師の死亡証明書） (4) 被保険者の死亡事実が記載された住民票（当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (5) 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 保険証券
2	第 2 回以後の家族年金（家族年金の未支払分の現価の一時支払の請求を含む）	(1) 当会社所定の請求書 (2) 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (3) 年金証書
3	・ 満期保険金 ・ 生存給付金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（受取人と同一の場合は不要。また、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (4) 保険証券

	項目	必要書類
4	・ 特定疾病保険金 ・ 第1回の特定疾病年金 ・ 特定疾病充実保障保険金 ・ 第1回の3大疾病年金 ・ 3大疾病保険金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 当会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書 (4) 被保険者の住民票（受取人と同一の場合は不要。また、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (5) 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 保険証券
5	・ 身体障害保険金 ・ 第1回の身体障害年金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の身体障害者手帳の写し (4) 被保険者の住民票（受取人と同一の場合は不要。また、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (5) 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 保険証券
6	・ 介護保険金 ・ 第1回の介護年金 ・ 要支援・介護保険金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 公的介護保険制度における要介護認定または要支援認定の結果を証する書類（公的介護保険制度における要介護認定または要支援認定を受けた場合） (4) 被保険者の住民票（受取人と同一の場合は不要。また、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (5) 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 保険証券
7	・ 第2回以後の特定疾病年金 ・ 第2回以後の身体障害年金 ・ 第2回以後の介護年金 ・ 第2回以後の3大疾病年金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（受取人と同一の場合は不要。また、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (4) 年金証書
8	・ 特定状態充実保障保険金（A） ・ 軽度状態保険金（A）	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の身体障害者手帳の写し（身体障害者手帳の交付があった場合） (4) 公的介護保険制度における要介護認定の結果を証する書類（公的介護保険制度における要介護認定を受けた場合） (5) 被保険者の住民票（受取人と同一の場合は不要。また、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (6) 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (7) 保険証券
9	・ 特定状態充実保障保険金（B） ・ 軽度状態保険金（B）	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の身体障害者手帳の写し（身体障害者手帳の交付があった場合） (4) 当会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書 (5) 被保険者の住民票（受取人と同一の場合は不要。また、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (6) 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (7) 保険証券
10	・ 疾病入院給付金 ・ 災害入院給付金 ・ 入院一時給付金 ・ 生活習慣病入院給付金 ・ 女性特定疾病入院給付金 ・ 総合入院給付金 ・ 入院所得給付金 ・ メンタル入院所得給付金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 当会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 不慮の事故であることを証する書類 (5) 被保険者の住民票（受取人と同一の場合は不要） (6) 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (7) 保険証券
11	・ 手術給付金 ・ 女性特定手術給付金 ・ 乳房再建給付金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 当会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書 (4) 被保険者の住民票（受取人と同一の場合は不要） (5) 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 保険証券

	項目	必要書類
12	放射線治療給付金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 当会社所定の様式による放射線治療を受けた病院または診療所の放射線治療証明書 (4) 被保険者の住民票（受取人と同一の場合は不要） (5) 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 保険証券
13	骨髄ドナー給付金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取術を受けた病院または診療所の骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取証明書 (3) 被保険者の住民票（受取人と同一の場合は不要） (4) 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 保険証券
14	特定損傷給付金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 当会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票（受取人と同一の場合は不要） (5) 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 保険証券
15	・先進医療給付金 ・先進医療一時給付金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 先進医療にかかる技術料の支払を証する書類 (4) 被保険者の住民票（受取人と同一の場合は不要） (5) 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 保険証券
16	認知症保険金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 公的介護保険制度における要介護認定の結果を証する書類 (4) 被保険者の住民票（受取人と同一の場合は不要） (5) 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 保険証券
17	・短期就業不能給付金 ・就業不能給付金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 当会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書（入院した場合） (4) 在宅医療を受けたことを証する書類（在宅医療を受けた場合） (5) 被保険者の住民票（受取人と同一の場合は不要） (6) 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (7) 保険証券
18	・生活習慣病重症化予防給付金 ・糖尿病重症化予防給付金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 当会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書（入院した場合） (4) 被保険者の住民票（受取人と同一の場合は不要） (5) 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 保険証券
(注) 1. 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。 2. 当会社は、請求書類について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることがあります。 3. 官公署、会社、組合、工場その他の団体（個人事業主を含み、以下「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人、死亡給付金受取人、家族年金受取人または死亡時支払金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約において、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金等（満期保険金および生存給付金を除きます。以下同じ。）の全部またはその相当部分を遺族補償規程等にもとづく死亡退職金、弔慰金または見舞金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として死亡退職金等の受給者に支払うときは、上記の請求書類につぎの書類も含めるものとします。 (1) 死亡退職金等の受給者が保険金等の請求内容を了知していることがわかる書類（死亡退職金等の受給者が2人以上であるときは、そのうち1人からの請求内容を了知していることがわかる書類の提出で足りるものとします。） (2) 保険契約者である団体が(1)の死亡退職金等の受給者について受給者本人であることを確認した書類		

(2) その他

	項目	必要書類
1	保険契約の復活	(1) 当会社所定の復活請求書 (2) 被保険者についての当会社所定の告知書
2	解約および解約返還金	(1) 当会社所定の解約および解約返還金請求書 (2) 被保険者の住民票（保険契約者と同一の場合は不要。また、当社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 保険契約者の印鑑証明書（解約返還金がない場合は不要） (4) 保険証券
3	保険金等の受取人または死亡時支払金受取人による保険契約の存続	(1) 当会社所定の保険契約存続通知書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険契約の存続を申し出る保険金等の受取人または死亡時支払金受取人が保険契約者または被保険者の親族であることを証する書類（保険契約の存続を申し出る者が被保険者本人である場合は不要） (4) 保険契約の存続を申し出る保険金等の受取人または死亡時支払金受取人の印鑑証明書（保険契約の存続を申し出る者が被保険者本人である場合は被保険者の印鑑証明書） (5) 債権者等に所定の金額を支払ったことを証する書類
4	契約内容の変更 ・ 保険金額等の減額 ・ 払済保険への変更 ・ 保険期間の変更	(1) 当会社所定の保険契約内容変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 被保険者についての当会社所定の告知書（保険期間の延長の場合）
5	契約者貸付	(1) 当会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（保険契約者と同一の場合は不要。また、当社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 保険証券
6	保険契約者の変更等	(1) 当会社所定の名義変更請求書 (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券（第1回の年金の支払日以後は年金証書）
7	当会社への通知による死亡保険金受取人等の変更	(1) 当会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
8	遺言による死亡保険金受取人等の変更	(1) 当会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の死亡事実が記載された住民票（当社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 遺言書の写しおよびその有効性を証する書類 (4) 保険契約者の相続人であることを証する書類と印鑑証明書（遺言執行者からの通知のときは遺言執行者であることを証する書類と印鑑証明書） (5) 保険証券
9	積み立てた契約者配当金	(1) 当会社所定の支払請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券（第1回の年金の支払日以後は年金証書）
10	被保険者の死亡の通知 （死亡返還金の請求を含む）	(1) 当会社所定の死亡通知書および請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書（当社が必要と認めた場合は当社所定の様式による医師の死亡証明書） (3) 被保険者の死亡事実が記載された住民票（当社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 死亡時支払金受取人の戸籍抄本と印鑑証明書（死亡返還金がない場合は不要） (5) 保険証券
(注) 1. 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。 また、1、4の請求については、当会社の指定した医師に被保険者の診断を行わせることがあります。 2. 当会社は、請求書類について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることがあります。 3. 10の場合で、死亡返還金があるときは、(1)の(注)の3を準用します。		

別表 8 医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、手術、放射線治療、在宅医療または投薬治療等を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

別表13 介護保険金、介護年金および要支援・介護保険金の対象となる当会社所定の状態

介護保険金、介護年金および要支援・介護保険金の対象となる「当会社所定の状態」とは、つぎの1. または2. のいずれかの状態をいいます。

1. つぎの(1)および(2)のいずれにも該当する状態
- (1) 寝返りまたは歩行の際に、それぞれ表Aに定める介護を要する状態

(2) 表Bの1から4までの項目に定めるいずれかの行為の際に、それぞれ表Bに定める全面的な介護を要する状態であり、かつ、その他1項目以上の行為の際に、それぞれ表Bに定める全面的な介護を要する状態または部分的な介護を要する状態
2. つぎの(1)および(2)のいずれにも該当する状態
- (1) 器質性認知症を原因として、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、表Cに定める問題行動が5項目以上みられる状態

(2) 表Bの1から4までの項目に定めるいずれかの行為の際に、それぞれ表Bに定める全面的な介護を要する状態であり、かつ、その他1項目以上の行為の際に、それぞれ表Bに定める全面的な介護を要する状態または部分的な介護を要する状態

表A

項目	介護を要する状態
寝返り (身体にふとん等をかけない状態で横たわったまま左右のどちらかに向きを変えること)	つぎのいずれかに該当する状態 (1) ベッド柵、ひも、バー、サイドレールにつかまっても、他人の介助なしでは寝返りができない。 (2) ベッド柵、ひも、バー、サイドレールにつかまらなければ、1人で寝返りができない。
歩行 (歩幅や速度は問わず立った状態から5m以上歩くこと)	つぎのいずれかに該当する状態 (1) 杖、義手、義足、歩行器等の補助用具、装具を用いても、歩行ができない。 (2) 杖、義手、義足、歩行器等の補助用具、装具を用いたり、壁で手を支えたりしなければ歩行ができない。
(注) 上記について、時間帯等によって状況が異なる場合は、より頻回にみられる状況や日頃の状況にもとづくものとします。	

表B

項目	全面的な介護を要する状態	部分的な介護を要する状態
1. 入浴	つぎのいずれかに該当する状態 (1) 介護者に抱えられなければ、一般家庭浴槽の出入りをすることができない。 (2) 自分では全く洗身(浴室内でスポンジやタオルなどに石鹸等を付けて全身を洗うこと)を行うことができない。	つぎのいずれかに該当する状態 (1) 1人では一般家庭浴槽の出入りを行うことができず、介護者が支える、手を貸すなど部分的に介助が必要である。 (2) 洗身において、身体の一部を洗う、石鹸等を付けるなど部分的に介助が必要である。
2. 排せつ	つぎのいずれかに該当する状態 (1) かなりの頻度で失禁してしまうので、おむつまたは特別な器具を使用している。 (2) 自分では排尿、排便後に身体の汚れたところの拭き取り始末ができない。 (3) 排尿、排便時に便器のまわり等を汚してしまうため、介護者が掃除をする必要がある。	_____
3. 清潔・整容	つぎのいずれかに該当する状態 (1) 自分では全く口腔清潔(はみがき・うがい等)を行うことができない。 (2) 自分では全く洗顔を行うことができない。 (3) 自分では全く整髪を行うことができない。 (4) 自分では全くつまめ切りを行うことができない。	つぎのいずれかに該当する状態 (1) 口腔清潔において、歯ブラシやうがいの水の用意、はみがき粉を歯ブラシに付けるなど部分的に介助が必要である。 (2) 洗顔において、タオルの用意、衣服が濡れていないかの確認など部分的に介助が必要である。 (3) 整髪において、くしやブラシの用意など部分的に介助が必要である。 (4) つめ切りにおいて、右手のつめは自分で切れない、足のつめは自分で切れないなど部分的に介助が必要である。

項目	全面的な介護を要する状態	部分的な介護を要する状態
4. 衣服の着脱	つぎのいずれかに該当する状態 (1) 自分では全くボタンのかけはずしができない。 (2) 自分では全く上衣の着脱ができない。 (3) 自分では全くズボン、パンツ等の着脱ができない。 (4) 自分では全く靴下の着脱ができない。	つぎのいずれかに該当する状態 (1) ボタンのかけはずしの一部は自分で行っているが、部分的に介助が必要である。 (2) 上衣の着脱の一部は自分で行っているが、上衣を常に持っている、麻ひがある側の腕のみ着せるなど部分的に介助が必要である。 (3) ズボン、パンツ等の着脱の一部は自分で行っているが、最後に上まで上げるなど部分的に介助が必要である。 (4) 靴下の着脱の一部は自分で行っているが、靴下を丸める、つま先だけはかせるなど部分的に介助が必要である。
(注) 上記について、時間帯等によって状況が異なる場合は、より頻回にみられる状況や日頃の状況にもとづくものとします。また、上記に定める全面的な介護を要する状態および部分的な介護を要する状態には、運動機能の有無にかかわらず、器質性認知症により該当する状態を含むものとします。		

表C

問題行動
(1) ひどい物忘れがある。
(2) まわりのことに関心がない。
(3) 物を盗られたなど被害的になることがある。
(4) 作話をし周囲に言いふらすことがある。
(5) 実際にはないものが見えたり、聞こえることがある。
(6) 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。
(7) 夜間不眠あるいは昼夜の逆転がある。
(8) 暴言や暴行を行うことがある。
(9) 絶えず独話や同じ話をくり返したり、口や物を使って周囲に不快な音をたてる。
(10) 周囲に迷惑となるような大声をだすことがある。
(11) 助言や介護に抵抗することがある。
(12) 目的もなく動き回ることがある。
(13) 自分がどこにいるか分からず、「家に帰る」等と言い落ち着きがないことがある。
(14) 外出すると迷子になることがある。
(15) 徘徊をすることがある。
(16) むやみに物を集めることがある。
(17) 火の始末や火元の管理ができないことがある。
(18) むやみに物や衣類を壊したり、破いたりすることがある。
(19) 所かまわず排せつをする、または弄便等の不潔行為をすることがある。
(20) 異食行為がある。
(21) 周囲が迷惑している性的行動がある。
(注) 上記に定める問題行動がみられる状態とは、それぞれについて少なくとも1週間に1回以上の頻度でみられる状態をいいます。

備考（別表13）

1. 器質性認知症

- (1) 「器質性認知症」とは、つぎのすべてに該当する場合をいいます。
- (ア) 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
- (イ) 正常に成熟した脳が、(ア)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
- (ウ) 平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるもの

分類項目	基本分類コード
○アルツハイマー病の認知症	F 00
○血管性認知症	F 01
○ピック病の認知症	F 02. 0
○クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F 02. 1
○ハンチントン病の認知症	F 02. 2
○パーキンソン病の認知症	F 02. 3
○ヒト免疫不全ウイルス〔H I V〕病の認知症	F 02. 4
○他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F 02. 8
○詳細不明の認知症	F 03
○せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F 05）のうち、 ・せん妄、認知症に重なったもの	F 05. 1
○神経系のその他の変性疾患、他に分類されないもの（G 31）のうち、 ・神経系のその他の明示された変性疾患 （レヴィ小体型認知症に限ります。）	G 31. 8

厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」以後に改訂された厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

- (2) (1)の「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

2. 意識障害

「意識障害」とは、つぎのようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、すべての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁－意識の程度は動揺しやすいに加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽いが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

3. 見当識障害

「見当識障害」とは、つぎのいずれかに該当する場合をいいます。

- (1) 時間の見当識障害
季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
- (2) 場所の見当識障害
今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
- (3) 人物の見当識障害
日頃接している周囲の人の認識ができない。

別表22 歯科診療報酬点数表

「歯科診療報酬点数表」とは、手術または投薬治療等を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

別表42 対象となる高血圧性疾患

対象となる高血圧性疾患とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

疾病名	分類項目	基本分類コード
高血圧性疾患	○本態性（原発性＜一次性＞）高血圧（症）	I 10
	○高血圧性心疾患	I 11
	○高血圧性腎疾患	I 12
	○高血圧性心腎疾患	I 13
	○二次性＜続発性＞高血圧（症）	I 15

別表43 対象となる脂質異常症

対象となる脂質異常症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

疾病名	分類項目	基本分類コード
脂質異常症	○リポタンパク＜蛋白＞代謝障害及びその他の脂血症	E 78

別表44 対象となる糖尿病

対象となる糖尿病とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

疾病名	分類項目	基本分類コード
糖尿病	○1型＜インスリン依存症＞糖尿病＜IDDM＞	E 10
	○2型＜インスリン非依存症＞糖尿病＜NIDDM＞	E 11
	○栄養障害に関連する糖尿病	E 12
	○その他の明示された糖尿病	E 13
	○詳細不明の糖尿病	E 14

別表45 対象となる高尿酸血症

対象となる高尿酸血症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

疾病名	分類項目	基本分類コード
高尿酸血症	○痛風	M10
	○他に分類されるその他の疾患における関節障害（M14）のうち、 ・酸素欠損及びその他の遺伝性障害による痛風性関節障害	M14.0
	○プリン及びピリミジン代謝障害	E 79

別表46 投薬治療等

「投薬治療等」とは、検査および医師により診断を受けた高血圧性疾患（別表42）、脂質異常症（別表43）、糖尿病（別表44）または高尿酸血症（別表45）について、つぎのいずれかに該当したものとします。

1. 公的医療保険制度（別表7）における医科診療報酬点数表（別表8）により処方料または処方箋料が算定される投薬治療
2. 公的医療保険制度（別表7）における医科診療報酬点数表（別表8）に、注射料または手術料の算定対象として列挙されている診療行為（公的医療保険制度における歯科診療報酬点数表（別表22）に、注射料または手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち医科診療報酬点数表においても注射料または手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。）

別表47 対象となるメンタル疾病

対象となるメンタル疾病とは、平成27年 2 月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 I C D－10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

疾病名	分類項目	基本分類コード
精神及び行動の障害	○統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	F 20－ F 29
	○気分〔感情〕障害	F 30－ F 39
	○神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	F 40－ F 48
	○生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群（F 50－ F 59）のうち、	
	・摂食障害	F 50
	・非器質性睡眠障害	F 51
	・産じょく<褥>に関連した精神及び行動の障害、他に分類されないもの	F 53
	・他に分類される障害又は疾病に関連する心理的又は行動的要因	F 54
	・生理的障害及び身体的要因に関連した詳細不明の行動症候群	F 59

別表48 要支援 1 以上の状態

「要支援 1 以上の状態」とは、平成11年 4 月30日厚生省令第58号「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」に定める要支援 1 もしくは要支援 2 または要介護 1 から要介護 5 までのいずれかの状態をいいます。

別表49 要支援認定等

「要支援認定等」とは、介護保険法に定める要支援認定または要介護認定をいいます。同法では、要支援認定等はその申請のあった日（要支援認定等の更新の場合は更新前の要支援認定等の有効期間の満了日の翌日）にその効力を生じると定められています。

■指定代理請求特約条項について、第24条をつぎのとおり変更します。

第24条（無配当終身医療保険、総合医療保険（無解約返還金）（2018）、生活習慣病入院保険（無解約返還金）（2018）、女性特定疾病入院保険（無解約返還金）（2018）、特定損傷保険（無解約返還金）（2018）、先進医療保険（無解約返還金）（2018）、女性特定治療保険（無解約返還金）（2018）、認知症保険（無解約返還金）（2019）、就業不能保険（無解約返還金）（2019）、総合医療一時金保険（無解約返還金）（2021）、入院一時金保険（限定告知型）（無解約返還金）（2021）、3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）、生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024、継続入院所得保障保険（無解約返還金）2025または要支援・介護保険（無解約返還金）2025に付加した場合の特則）

この特約を無配当終身医療保険、総合医療保険（無解約返還金）（2018）、生活習慣病入院保険（無解約返還金）（2018）、女性特定疾病入院保険（無解約返還金）（2018）、特定損傷保険（無解約返還金）（2018）、先進医療保険（無解約返還金）（2018）、女性特定治療保険（無解約返還金）（2018）、認知症保険（無解約返還金）（2019）、就業不能保険（無解約返還金）（2019）、総合医療一時金保険（無解約返還金）（2021）、入院一時金保険（限定告知型）（無解約返還金）（2021）、3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）、生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024、継続入院所得保障保険（無解約返還金）2025または要支援・介護保険（無解約返還金）2025に付加した場合には、本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡時支払金受取人」と読み替えます。

■保障見直し特約条項（2018）について、第9条および第15条を追加し、追加前の第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条および第16条をそれぞれ第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第16条、第17条および第18条に変更し、第6条、第7条および第8条をつぎのとおり変更します。

第6条（見直し後契約の保険給付に関する特別取扱）

1. 被保険者が見直し後契約の責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内に自殺したために、見直し後契約の死亡保険金（死亡により年金が支払われるものを含みます。以下同じ。）が支払われない場合には、つぎのとおり取り扱います。ただし、見直し前契約（見直し前契約の一部を見直す場合は見直し部分とし、以下「見直し前契約等」といいます。）の保険期間満了前に自殺した場合に限りします。
 - (1) その自殺が見直し前契約等の自殺免責期間（被保険者が自殺した場合で、主約款に定める免責事由に該当し、死亡保険金または死亡給付金が支払われない期間をいいます。以下同じ。）経過後であるときは、見直し前契約等において支払われるべき死亡保険金および死亡給付金の合計額（死亡により年金の支払が行われるものについては、年金の現価によって計算し、以下「死亡保険金等の合計額」といいます。）を限度として見直し後契約の死亡保険金を支払います。
 - (2) 見直し前契約等の自殺免責期間中に被保険者が自殺した場合でも、見直し前契約等を見直し後契約、転換後契約または変更後契約とする見直し前契約等、被転換契約または被変更契約（以下「見直し前契約等の見直し前契約等」といいます。）があるときは、見直し前契約等の見直し前契約等において支払われるべき死亡保険金等の合計額（見直し前契約等の見直し前契約等において支払われるべき死亡保険金等の合計額が見直し前契約等において支払われるべき死亡保険金等の合計額をこえるときは、見直し前契約等において支払われるべき死亡保険金等の合計額）を限度として見直し後契約の死亡保険金を支払います。ただし、見直し前契約等の見直し前契約等の保険期間満了前に自殺した場合に限りします。
 - (3) 見直し後契約がパッケージ内契約である場合で、第1号または第2号の規定により、見直し後契約の死亡保険金が支払われるときは、当会社の定める取扱にもとづき、見直し後契約における各パッケージ内契約の死亡保険金額と見直し後契約の死亡保険金額の合計額の割合（死亡により年金の支払が行われるものについては、年金の現価によって計算します。）に応じて支払います。
 - (4) 第1号または第2号の規定により、見直し後契約の死亡保険金が支払われた場合には見直し後契約は消滅します。消滅に伴う諸支払金があるときは、死亡保険金の受取人に支払います。
2. 見直し前契約等の責任開始期以後で、かつ、見直し後契約の責任開始期前の原因により、見直し前契約等の保険金、給付金または年金（特約の保険金、給付金または年金を含みます。以下同じ。）が支払われるべき事由に該当し、かつ、見直し後契約の保険金、給付金または年金（死亡保険金を除きます。以下同じ。）が支払われるべき事由に該当した場合（該当が見直し前契約等におけるそれらに対応する部分の保険期間満了前である場合に限りします。）でも、その原因は、見直し後契約の責任開始期以後に生じたものとみなして取り扱います。ただし、見直し後契約の保険金額、給付金額、年金額または給付金月額が見直し前契約等におけるそれらに対応する部分の金額（年金額については、見直し後契約および見直し前契約等の年金の種類が終身年金の場合を除き、見直し日において、見直し後契約の年金の現価が見直し前契約等の年金の現価と同額までの年金額）をこえる部分については、見直し後契約の責任開始期前に原因が生じていたものとして取り扱います。
3. 見直し前契約等に見直し後契約の3大疾病保険金または3大疾病年金に対応する部分を有する主契約および各特約があり、見直し後契約に3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022、3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022または3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）（以下本項において、「3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022等」といいます。）がある場合で、見直し前契約等の責任開始期以後で、かつ、見直し後契約の責任開始期前の原因により、見直し後契約の3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022等の死亡返還金が支払われるべき事由に該当したとき（該当が見直し前契約等における3大疾病保険金または3大疾病年金に対応する部分の保険期間満了前である場合に限りします。）でも、その原因は、見直し後契約の責任開始期以後に生じたものとみなして取り扱います。ただし、見直し後契約の死亡返還金の額が見直し前契約等における3大疾病保険金または3大疾病年金に対応する部分の金額をこえる部分については、見直し後契約の責任開始期前に原因が生じていたものとして取り扱います。
4. 見直し後契約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に悪性新生物または上皮内新生物等と医師により診断確定された場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 見直し前契約等における見直し後契約の3大疾病保険金または3大疾病年金に対応する部分の金額（年金額については、見直し日において、見直し後契約の年金の現価が見直し前契約等の年金の現価と同額までの年金額）と同額までの部分については、主約款における見直し後契約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に悪性新生物と医師により診断確定されたときは3大疾病保険金または3大疾病年金を支払わない旨の規定を適用しません。
 - (2) 見直し前契約等における見直し後契約の軽度状態保険金（A）に対応する部分の金額と同額までの部分については、主約款における見直し後契約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に上皮内新生物等と医師により診断確定されたときは軽度状態保険金（A）を支払わない旨の規定を適用しません。
5. 見直し時における保険契約者または被保険者の告知義務違反により、当会社が、見直し後契約の解除を行う場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 見直し後契約の保険金額、給付金額、年金額または給付金月額が、見直し前契約等における見直し後契約の保険金、給付金または年金に対応する部分を有する保険金額、給付金額、年金額または給付金月額（年金額については、見直し後契約および見直し前契約等の年金の種類が終身年金の場合を除き、見直し日において、見直し後契約の年金の現価が見直し前契約等の年金の現価と同額までの年金額とします。）をこえる部分に限り、解除を行うことができるもの

とします。

- (2) 見直し後契約の死亡保険金の合計額（見直し後契約が通増定期保険（2018）である場合には、死亡保険金が支払われるべき事由に該当している場合を除き、保険期間の満了日における保険金額とします。）が、見直し前契約等の死亡保険金等の合計額をこえる部分に限り、解除を行うことができますものとします。ただし、見直し後契約が生活障害年金定期保険（2018）の場合には、見直し後契約の死亡保険金が支払われるべき事由に該当している場合に限りです。
6. 第2項から第5項までにおける対応する部分とは、見直し後契約の保険金、給付金または年金とそれぞれ名称を同じくする見直し前契約等の保険金、給付金または年金をいい、つぎの保険金、給付金および年金を含むものとします（以下同じ）。
- (1) 見直し後契約の保険金が3大疾病保険金の場合には、見直し前契約等の特定疾病保険金および特約特定疾病保険金
 - (2) 見直し後契約の保険金が軽度状態保険金（A）の場合には、見直し前契約等の要支援・介護保険金、特定状態充実保障保険金（A）、特定疾病充実保障保険金、特約特定状態充実保障保険金および特約指定疾病保険金
 - (3) 見直し後契約の保険金が軽度状態保険金（B）の場合には、見直し前契約等の特定状態充実保障保険金（B）
 - (4) 見直し後契約の保険金が身体障害保険金の場合には、見直し前契約等の特約特定状態充実保障保険金、特約障害保険金および疾病障害給付金
 - (5) 見直し後契約の保険金が介護保険金の場合には、見直し前契約等の要支援・介護保険金および介護給付金
 - (6) 見直し後契約の保険金が要支援・介護保険金の場合には、見直し前契約等の介護保険金、軽度状態保険金（A）、特定状態充実保障保険金（A）、特約介護保険金、特約特定状態充実保障保険金および介護給付金
 - (7) 見直し後契約の給付金が特定自然災害死亡給付金の場合には、見直し前契約等の災害死亡保険金、災害死亡給付金、災害割増保険金および災害保険金
 - (8) 見直し後契約の給付金が入院所得給付金の場合には、見直し前契約等の就業不能給付金
 - (9) 見直し後契約の年金が3大疾病年金の場合には、特定疾病年金および特約特定疾病年金
 - (10) 見直し後契約の年金が身体障害年金の場合には、見直し前契約等の生活障害年金（障害）および特約障害年金
 - (11) 見直し後契約の年金が介護年金の場合には、見直し前契約等の生活障害年金（介護）
 - (12) 見直し後契約の年金が生活障害年金（障害）の場合には、見直し前契約等の身体障害年金および特約障害年金
 - (13) 見直し後契約の年金が生活障害年金（介護）の場合には、見直し前契約等の介護年金および特約介護年金
7. 第2項から第5項までの規定の適用の際、第6項に加え、つぎの見直し前契約等の年金についても見直し後契約の保険金に対応する部分とします。この場合、見直し日におけるその年金の現価（見直し後契約に3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022または介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022があるときは、第2項から第5項までの規定を適用した上で、その適用した金額を差し引いた額）について、見直し前契約等における見直し後契約の保険金に対応する部分の金額として取り扱います。
- (1) 見直し後契約の保険金が3大疾病保険金の場合には、見直し前契約等の3大疾病年金、特定疾病年金および特約特定疾病年金
 - (2) 見直し後契約の保険金が身体障害保険金の場合には、見直し前契約等の身体障害年金、生活障害年金（障害）および特約障害年金
 - (3) 見直し後契約の保険金が介護保険金または要支援・介護保険金の場合には、見直し前契約等の介護年金、生活障害年金（介護）および特約介護年金
8. 第2項から第5項までの規定の適用の際、第6項に加え、つぎの見直し前契約等の保険金および給付金についても見直し後契約の年金に対応する部分とします。この場合、その金額（見直し後契約に3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022または3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）があるときは、第2項から第5項までの規定を適用した上で、その適用した金額を差し引いた額）について、見直し前契約等における見直し後契約の年金に対応する部分の年金の現価として取り扱います。
- (1) 見直し後契約の年金が3大疾病年金の場合には、見直し前契約等の3大疾病保険金、特定疾病保険金および特約特定疾病保険金
 - (2) 見直し後契約の年金が身体障害年金または生活障害年金（障害）の場合には、見直し前契約等の身体障害保険金、特約特定状態充実保障保険金、特約障害保険金および疾病障害給付金
 - (3) 見直し後契約の年金が介護年金または生活障害年金（介護）の場合には、見直し前契約等の介護保険金、要支援・介護保険金、特約介護保険金および介護給付金
9. 見直し後契約において、第2項から第5項までの規定により取り扱われる部分とそれ以外の部分については、主契約の各部分ごとに主約款の規定を適用するものとします。
10. 第1項から第9項までの規定にかかわらず、見直し後契約においてすでに復活が行われている場合には、本条に定める取扱は行いません。

第7条（見直し後契約に3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）または要支援・介護保険（無解約返還金）2025がある場合の特例）

1. 見直し後契約が3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022および軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022の場合は、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 第6条（見直し後契約の保険給付に関する特別取扱）の規定を適用し、3大疾病保険金、身体障害保険金または介護保険金を支払うときは、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 見直し後契約において支払う3大疾病保険金の限度は、つぎのとおりとします。
 - (a) 見直し後契約の軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022において支払う3大疾病保険金の額は、見直し前契約等に含まれている軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、特定状態充実保

障定期保険（無解約返還金）（2018）、特定疾病充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）、5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約または5年ごと配当付指定・特定疾病診断保障付死亡保障特約（以下本条において「軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022等」といいます。）において支払われるべき3大疾病保険金の額を限度とします。

(b) 見直し後契約の3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022において支払う3大疾病保険金の額は、見直し前契約等において支払われるべき3大疾病保険金（見直し前契約等に軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022等が含まれている場合は、その3大疾病保険金は除きます。）の額を限度とします。

(イ) 第6条の規定を適用して支払われるべき3大疾病保険金の額が、(ア)の規定にもとづき計算した見直し後契約において支払う3大疾病保険金の額をこえるときは、(ア)に定める限度についてつぎのとおりとします。

(a) 見直し前契約等に含まれている軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022等において支払われるべき3大疾病保険金の額が見直し後契約の軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022において支払う3大疾病保険金の額をこえるときは、そのこえる金額を、(ア)(b)の限度額に加えます。

(b) 見直し前契約等において支払われるべき3大疾病保険金（見直し前契約等に軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022等が含まれている場合は、その3大疾病保険金は除きます。）の額が見直し後契約の3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022において支払う3大疾病保険金の額をこえるときは、そのこえる金額を、(ア)(a)の限度額に加えます。

(ウ) 見直し後契約において支払う身体障害保険金の限度は、つぎのとおりとします。

(a) 見直し後契約の軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022において支払う身体障害保険金の額は、見直し前契約等に含まれている軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）または5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約において支払われるべき身体障害保険金の額を限度とします。

(b) 見直し後契約の3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022において支払う身体障害保険金の額は、見直し前契約等において支払われるべき身体障害保険金（見直し前契約等に軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）または5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約が含まれている場合は、その身体障害保険金は除きます。）の額を限度とします。

(エ) 第6条の規定を適用して支払われるべき身体障害保険金の額が、(ウ)の規定にもとづき計算した見直し後契約において支払う身体障害保険金の額をこえるときは、(ウ)に定める限度についてつぎのとおりとします。

(a) 見直し前契約等に含まれている軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）または5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約において支払われるべき身体障害保険金の額が見直し後契約の軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022において支払う身体障害保険金の額をこえるときは、そのこえる金額を、(ウ)(b)の限度額に加えます。

(b) 見直し前契約等において支払われるべき身体障害保険金（見直し前契約等に軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）または5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約が含まれている場合は、その身体障害保険金は除きます。）の額が見直し後契約の3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022において支払う身体障害保険金の額をこえるときは、そのこえる金額を、(ウ)(a)の限度額に加えます。

(オ) 見直し後契約において支払う介護保険金については、(ウ)および(エ)中「身体障害保険金」とあるのは「介護保険金」と読み替えて(ウ)および(エ)の規定を適用します。

(2) 第6条の規定を適用し、当会社が、見直し後契約の3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022または軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022の解除を行うときは、つぎのとおり取り扱います。

(ア) 見直し後契約の軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022の保険金額が見直し前契約等の軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022等の保険金額をこえる部分に限り、解除を行うことができるものとします。

(イ) 見直し後契約の3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022の保険金額が見直し前契約等における見直し後契約の3大疾病保険金、身体障害保険金および介護保険金に対応する部分を有する主契約の保険金額ならびに特約の保険金額および給付金額（見直し前契約等に軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022等が含まれている場合は、その保険金額は除きます。）の合計額をこえる部分に限り、解除を行うことができるものとします。

(ウ) 見直し前契約等の軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022等の保険金額が、見直し後契約の軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022の保険金額をこえるときは、そのこえる金額を、(イ)の合計額に加えます。

(エ) 見直し前契約等における見直し後契約の3大疾病保険金、身体障害保険金および介護保険金に対応する部分を有する主契約の保険金額ならびに特約の保険金額および給付金額（見直し前契約等に軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022等が含まれている場合は、その保険金額は除きます。）の合計額が、見直し後契約の3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022の保険金額をこえるときは、そのこえる金額を、(ア)の合計額に加えます。

(3) 見直し後契約において、第1号または第2号の規定により取り扱われる部分とそれ以外の部分については、各部分ごとに主約款の規定を適用するものとします。

2. 見直し後契約が3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022および3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）の場合は、つぎのとおり取り扱います。

(1) 第6条の規定を適用し、3大疾病保険金、身体障害保険金または介護保険金を支払うときは、つぎのとおり取り扱います。

- (ア) 見直し前契約等において支払われるべき3大疾病保険金の合計額を限度として見直し後契約の3大疾病保険金を支払うときは、当会社の定める取扱にもとづき、見直し後契約における3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022および3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）のそれぞれの3大疾病保険金の額と見直し後契約の3大疾病保険金の合計額の割合に応じて支払います。
- (イ) 見直し後契約において支払う身体障害保険金については、(ア)中「3大疾病保険金」とあるのは「身体障害保険金」と、介護保険金については、(ア)中「3大疾病保険金」とあるのは「介護保険金」と読み替えて(ア)の規定を適用します。
- (2) 第6条の規定を適用し、当会社が、見直し後契約の3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022または3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）の解除を行うときは、見直し後契約の3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022および3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）の保険金額の合計額が見直し前契約等における見直し後契約の3大疾病保険金、身体障害保険金および介護保険金に対応する部分を有する主契約の保険金額ならびに特約の保険金額および給付金額の合計額をこえる部分に限り、解除を行うことができるものとします。
- (3) 見直し後契約において、第1号または第2号の規定により取り扱われる部分とそれ以外の部分については、各部分ごとに主約款の規定を適用するものとします。
3. 見直し後契約が軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022および3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）のときは、第1項の規定を準用します。
4. 見直し後契約が3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022および3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）の場合は、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 第6条の規定を適用し、3大疾病保険金、身体障害保険金または介護保険金を支払うときは、第1項第1号の「見直し後契約の3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022」を「見直し後契約の3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022および3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）」と読み替えて第1項第1号の規定を適用した上で、第2項第1号の規定を適用します。
- (2) 第6条の規定を適用し、当会社が、見直し後契約の3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022または3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）の解除を行うときは、第1項第2号の「見直し後契約の3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022の保険金額」を「見直し後契約の3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022の保険金額および3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）の保険金額の合計額」と読み替えて第1項第2号の規定を適用します。
- (3) 見直し後契約において、第1号または第2号の規定により取り扱われる部分とそれ以外の部分については、各部分ごとに主約款の規定を適用するものとします。
5. 見直し後契約に要支援・介護保険（無解約返還金）2025がある場合は、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 第6条の規定を適用し、要支援・介護保険金を支払うときは、見直し前契約等における見直し後契約の要支援・介護保険金に対応する部分の金額（第1項から第4項までの規定を適用した上で、その適用した金額を差し引いた額）を限度として見直し後契約の要支援・介護保険金を支払います。
- (2) 第1号の規定により見直し後契約の要支援・介護保険金を支払うときで、見直し前契約等の責任開始期以後で、かつ、見直し後契約の責任開始期前の原因により、見直し前契約等に含まれている軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）または5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約において支払われるべき軽度状態保険金（A）が支払われるべき事由（公的介護保険制度における要介護1に関する事由に限ります。以下本項において同じ。）に該当し、かつ、見直し後契約の軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022の軽度状態保険金（A）または要支援・介護保険（無解約返還金）2025の要支援・介護保険金が支払われるべき事由に該当した場合は、見直し後契約において支払う軽度状態保険金（A）または要支援・介護保険金の限度をつぎのとおりとします。
- (ア) 見直し後契約の軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022において支払う軽度状態保険金（A）の額は、見直し前契約等に含まれている軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）または5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約において支払われるべき軽度状態保険金（A）の額を限度とします。
- (イ) 見直し前契約等に含まれている軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）または5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約において支払われるべき軽度状態保険金（A）の額が見直し後契約の軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022において支払う軽度状態保険金（A）の額をこえるときは、そのこえる金額を、見直し後契約の要支援・介護保険（無解約返還金）2025において支払う要支援・介護保険金の額の限度とします。
- (3) 第6条の規定を適用し、当会社が、見直し後契約の要支援・介護保険（無解約返還金）2025の解除を行うときは、見直し後契約の要支援・介護保険（無解約返還金）2025の保険金額が見直し前契約等における見直し後契約の要支援・介護保険金に対応する部分を有する主契約の保険金額および年金額ならびに特約の保険金額、給付金額および年金額の合計額（第1項から第4項までの規定を適用した上で、その適用した金額を差し引いた額）をこえる部分に限り、解除を行うことができるものとします。
- (4) 第3号の規定により解除を行うときで、見直し前契約等に含まれている軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）または5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約において支払われるべき軽度状態保険金（A）が支払われるべき事由に該当し、かつ、見直し後契約の軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022の軽度状態保険金（A）または要支援・介護保険（無解約返還金）2025の要支援・介護保険金が支払われるべき事由に該当した場合は、つぎのとおり取り扱った上で、第3号の規定を適用します。
- (ア) 見直し後契約に要支援・介護保険（無解約返還金）2025があるとき（見直し後契約に軽度3大疾病・介護・身体

障害保険（無解約返還金）2022がある場合は除きます。）は、見直し後契約の要支援・介護保険（無解約返還金）2025の保険金額が見直し前契約等の軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）または5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約の保険金額をこえる部分に限り、解除を行うことができるものとします。

(イ) 見直し後契約に軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022および要支援・介護保険（無解約返還金）2025があるときは、つぎのとおり取り扱います。

(a) 見直し後契約の軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022の保険金額が見直し前契約等の軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）または5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約の保険金額をこえるときは、そのこえる部分と見直し後契約の要支援・介護保険（無解約返還金）2025の保険金額について、解除を行うことができるものとします。

(b) 見直し後契約の軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022の保険金額が見直し前契約等の軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）または5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約の保険金額と同額のときは、見直し後契約の要支援・介護保険（無解約返還金）2025の保険金額について、解除を行うことができるものとします。

(c) 見直し前契約等の軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）または5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約の保険金額が見直し後契約の軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022の保険金額をこえるときは、見直し後契約の要支援・介護保険（無解約返還金）2025の保険金額がそのこえる金額をこえる部分に限り、解除を行うことができるものとします。

(5) 見直し後契約において、第1号から第4号までの規定により取り扱われる部分とそれ以外の部分については、各部分ごとに主約款の規定を適用するものとします。

第8条（見直し前契約等に特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）、5年ごと配当付特定状態収入保障特約または5年ごと利差配当付特定状態収入保障特約がある場合の特則）

見直し前契約等に特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）、5年ごと配当付特定状態収入保障特約または5年ごと利差配当付特定状態収入保障特約（以下本条において「特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）等」といいます。）がある場合は、第6条（見直し後契約の保険給付に関する特別取扱）第2項から第5項までの規定の適用の際、つぎのとおり取り扱います。

(1) 見直し後契約が3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022および3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022のとき（見直し後契約に介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022がある場合を除きます。）は、つぎのとおり取り扱います。

(ア) 第6条第6項および第7項の規定にかかわらず、見直し前契約等の特定疾病年金および特約特定疾病年金について、見直し後契約の3大疾病保険金に対応する部分とします。この場合、見直し日におけるその年金の現価について、見直し前契約等における見直し後契約の3大疾病保険金に対応する部分の金額として取り扱います。

(イ) 第6条第6項および第7項の規定にかかわらず、見直し前契約等の特定疾病年金および特約特定疾病年金について、見直し後契約の3大疾病年金に対応する部分とします。この場合、見直し日におけるその年金の現価（(ア)の3大疾病保険金に対応する部分について第6条第2項から第5項までの規定を適用した上で、その適用した金額を差し引いた額）について、見直し前契約等における見直し後契約の3大疾病年金に対応する部分の年金の現価として取り扱います。

(2) 見直し後契約が介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022および3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022のとき（見直し後契約に3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022がある場合を除きます。）は、つぎのとおり取り扱います。

(ア) 第6条第6項および第7項の規定にかかわらず、見直し前契約等の身体障害年金および特約障害年金について、見直し後契約の身体障害保険金に対応する部分とします。この場合、見直し日におけるその年金の現価について、見直し前契約等における見直し後契約の身体障害保険金に対応する部分の金額として取り扱います。

(イ) 第6条第6項および第7項の規定にかかわらず、見直し前契約等の身体障害年金および特約障害年金について、見直し後契約の身体障害年金に対応する部分とします。この場合、見直し日におけるその年金の現価（(ア)の身体障害保険金に対応する部分について第6条第2項から第5項までの規定を適用した上で、その適用した金額を差し引いた額）について、見直し前契約等における見直し後契約の身体障害年金に対応する部分の年金の現価として取り扱います。

(ウ) 見直し前契約等の介護年金および特約介護年金については、(ア)および(イ)中「身体障害年金および特約障害年金」とあるのは「介護年金および特約介護年金」と、「身体障害保険金」とあるのは「介護保険金」と、「見直し後契約の身体障害年金」とあるのは「見直し後契約の介護年金」と読み替えて、(ア)および(イ)の規定を適用します。

(3) 見直し後契約が3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022、介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022および3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022のときは、見直し前契約等の特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）等における見直し後契約の保険金額または年金額に対応する部分の金額はつぎのとおり取り扱います。

(ア) 見直し後契約の3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022および介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022の見直し日における年金の現価と同額までの金額について、第6条第6項に規定する見直し後契約の3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022および介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022の年金に対応する部分の年金の現価として取り扱います。

(イ) 見直し前契約等の特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）等の年金の現価（(ア)の対応する部分について、

第6条第2項から第5項までの規定を適用した上で、その適用した金額を差し引いた額)について、第6条第7項に規定する見直し後契約の3大疾病・介護・身体障害保険(無解約返還金)2022の保険金に対応する部分の金額として取り扱います。

- (ウ) (ア)および(イ)の規定に加え、見直し前契約等の特定状態収入保障保険(無解約返還金)(2018)等の年金の現価((ア)および(イ)の対応する部分について、第6条第2項から第5項までの規定を適用した上で、その適用した金額を差し引いた額)について、見直し後契約の3大疾病所得保障保険(無解約返還金)2022または介護・身体障害所得保障保険(無解約返還金)2022の年金に対応する部分の年金の現価として取り扱います。
- (4) 見直し後契約が3大疾病所得保障保険(無解約返還金)2022および軽度3大疾病・介護・身体障害保険(無解約返還金)2022のとき(見直し後契約に介護・身体障害所得保障保険(無解約返還金)2022がある場合を除きます。)は、第1号の規定を準用します。
- (5) 見直し後契約が介護・身体障害所得保障保険(無解約返還金)2022および軽度3大疾病・介護・身体障害保険(無解約返還金)2022のとき(見直し後契約に3大疾病所得保障保険(無解約返還金)2022がある場合を除きます。)は、第2号の規定を準用します。
- (6) 見直し後契約が3大疾病所得保障保険(無解約返還金)2022、介護・身体障害所得保障保険(無解約返還金)2022および軽度3大疾病・介護・身体障害保険(無解約返還金)2022のときは、第3号の規定を準用します。
- (7) 見直し後契約が3大疾病所得保障保険(無解約返還金)2022および3大疾病・介護・身体障害終身保険(2024)のとき(見直し後契約に介護・身体障害所得保障保険(無解約返還金)2022がある場合を除きます。)は、第1号の規定を準用します。
- (8) 見直し後契約が介護・身体障害所得保障保険(無解約返還金)2022および3大疾病・介護・身体障害終身保険(2024)のとき(見直し後契約に3大疾病所得保障保険(無解約返還金)2022がある場合を除きます。)は、第2号の規定を準用します。
- (9) 見直し後契約が3大疾病所得保障保険(無解約返還金)2022、介護・身体障害所得保障保険(無解約返還金)2022および3大疾病・介護・身体障害終身保険(2024)のときは、第3号の規定を準用します。
- (10) 見直し後契約に要支援・介護保険(無解約返還金)2025があるときは、見直し前契約等の特定状態収入保障保険(無解約返還金)(2018)等の年金の現価(第1号から第9号までの対応する部分について、第6条第2項から第5項までの規定を適用した上で、その適用した金額を差し引いた額)について、見直し後契約の要支援・介護保険(無解約返還金)2025の要支援・介護保険金に対応する部分の金額として取り扱います。

第9条(見直し前契約等に要支援・介護保険(無解約返還金)2025がある場合の特則)

見直し前契約等に要支援・介護保険(無解約返還金)2025がある場合、その要支援・介護保険(無解約返還金)2025について、第7条(見直し後契約に3大疾病・介護・身体障害保険(無解約返還金)2022、軽度3大疾病・介護・身体障害保険(無解約返還金)2022、3大疾病・介護・身体障害終身保険(2024)または要支援・介護保険(無解約返還金)2025がある場合の特則)の規定にかかわらず、第6条(見直し後契約の保険給付に関する特別取扱)第2項から第5項までの規定の適用の際、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 見直し後契約が軽度3大疾病・介護・身体障害保険(無解約返還金)2022および要支援・介護保険(無解約返還金)2025のときは、見直し前契約等の要支援・介護保険(無解約返還金)2025における見直し後契約の保険金に対応する部分の金額はつぎのとおり取り扱います。
- (ア) 見直し前契約等の要支援・介護保険(無解約返還金)2025の要支援・介護保険金の額について、見直し後契約の要支援・介護保険(無解約返還金)2025の要支援・介護保険金に対応する部分の金額として取り扱います。
- (イ) 見直し前契約等の要支援・介護保険(無解約返還金)2025の要支援・介護保険金の額((ア)の対応する部分について、第6条第2項から第5項までの規定を適用した上で、その適用した金額を差し引いた額)について、見直し後契約の軽度3大疾病・介護・身体障害保険(無解約返還金)2022の保険金に対応する部分の金額として取り扱います。
- (2) 見直し後契約が3大疾病・介護・身体障害保険(無解約返還金)2022および軽度3大疾病・介護・身体障害保険(無解約返還金)2022のときは、見直し前契約等の要支援・介護保険(無解約返還金)2025における見直し後契約の保険金に対応する部分の金額はつぎのとおり取り扱います。
- (ア) 見直し前契約等の要支援・介護保険(無解約返還金)2025の要支援・介護保険金の額について、見直し後契約の軽度3大疾病・介護・身体障害保険(無解約返還金)2022の保険金に対応する部分の金額として取り扱います。
- (イ) 見直し前契約等の要支援・介護保険(無解約返還金)2025の要支援・介護保険金の額((ア)の対応する部分について、第6条第2項から第5項までの規定を適用した上で、その適用した金額を差し引いた額)について、見直し後契約の3大疾病・介護・身体障害保険(無解約返還金)2022の介護保険金に対応する部分の金額として取り扱います。
- (3) 見直し後契約が3大疾病・介護・身体障害保険(無解約返還金)2022および3大疾病・介護・身体障害終身保険(2024)のときは、見直し前契約等の要支援・介護保険(無解約返還金)2025の要支援・介護保険金の額について、見直し後契約の3大疾病・介護・身体障害保険(無解約返還金)2022および3大疾病・介護・身体障害終身保険(2024)の介護保険金に対応する部分の金額として取り扱います。この場合、その金額については、当会社の定める取扱にもとづき、見直し後契約における3大疾病・介護・身体障害保険(無解約返還金)2022および3大疾病・介護・身体障害終身保険(2024)のそれぞれの介護保険金の額と見直し後契約の介護保険金の合計額の割合に応じて計算します。
- (4) 見直し後契約が3大疾病・介護・身体障害保険(無解約返還金)2022、軽度3大疾病・介護・身体障害保険(無解約返還金)2022および要支援・介護保険(無解約返還金)2025のときは、第1号の規定を適用した上で、見直し前契約等の要支援・介護保険(無解約返還金)2025の要支援・介護保険金の額(第1号の対応する部分について、第6条第2項から第5項までの規定を適用した上で、その適用した金額を差し引いた額)について、見直し後契約の3大疾

病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022の介護保険金に対応する部分の金額として取り扱います。

- (5) 見直し後契約が3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）および要支援・介護保険（無解約返還金）2025のときは、見直し前契約等の要支援・介護保険（無解約返還金）2025における見直し後契約の保険金に対応する部分の金額はつぎのとおり取り扱います。
- (ア) 見直し前契約等の要支援・介護保険（無解約返還金）2025の要支援・介護保険金の額について、見直し後契約の要支援・介護保険（無解約返還金）2025の要支援・介護保険金に対応する部分の金額として取り扱います。
- (イ) 見直し前契約等の要支援・介護保険（無解約返還金）2025の要支援・介護保険金の額（ア）の対応する部分について、第6条第2項から第5項までの規定を適用した上で、その適用した金額を差し引いた額）について、見直し後契約の3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022および3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）の介護保険金に対応する部分の金額として取り扱います。この場合、その金額については、当会社の定める取扱にもとづき、見直し後契約における3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022および3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）のそれぞれの介護保険金の額と見直し後契約の介護保険金の合計額の割合に応じて計算します。
- (6) 見直し後契約が3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022および3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）のときは、見直し前契約等の要支援・介護保険（無解約返還金）2025における見直し後契約の保険金に対応する部分の金額はつぎのとおり取り扱います。
- (ア) 見直し前契約等の要支援・介護保険（無解約返還金）2025の要支援・介護保険金の額について、見直し後契約の軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022の保険金に対応する部分の金額として取り扱います。
- (イ) 見直し前契約等の要支援・介護保険（無解約返還金）2025の要支援・介護保険金の額（ア）の対応する部分について、第6条第2項から第5項までの規定を適用した上で、その適用した金額を差し引いた額）について、見直し後契約の3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022および3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）の介護保険金に対応する部分の金額として取り扱います。この場合、その金額については、当会社の定める取扱にもとづき、見直し後契約における3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022および3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）のそれぞれの介護保険金の額と見直し後契約の介護保険金の合計額の割合に応じて計算します。
- (7) 見直し後契約が3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）および要支援・介護保険（無解約返還金）2025のときは、第1号の規定を適用した上で、見直し前契約等の要支援・介護保険（無解約返還金）2025の要支援・介護保険金の額（第1号の対応する部分について、第6条第2項から第5項までの規定を適用した上で、その適用した金額を差し引いた額）について、見直し後契約の3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022および3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）の介護保険金に対応する部分の金額として取り扱います。この場合、その金額については、当会社の定める取扱にもとづき、見直し後契約における3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022および3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）のそれぞれの介護保険金の額と見直し後契約の介護保険金の合計額の割合に応じて計算します。
- (8) 見直し後契約に介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022または生活障害年金定期保険（2018）がある場合は、第6条第8項の「軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022または3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）」を「軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）または要支援・介護保険（無解約返還金）2025」と読み替えて第6条第8項の規定を適用します。
- (9) 見直し後契約が3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022および要支援・介護保険（無解約返還金）2025のときはまたは見直し後契約が3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）および要支援・介護保険（無解約返還金）2025のときは、第1号の規定を準用します。
- (10) 見直し後契約が軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022および3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）のときは、第2号の規定を準用します。
- (11) 見直し後契約が軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）および要支援・介護保険（無解約返還金）2025のときは、第4号の規定を準用します。

第10条（見直し後契約が3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022、介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022または生活障害年金定期保険（2018）の場合の特則）

（ 中 略 ）

第11条（見直し後契約が総合医療一時金保険（無解約返還金）（2021）の場合の特則）

（ 中 略 ）

第12条（見直し後契約が先進医療保険（無解約返還金）（2018）の場合の特則）

（ 中 略 ）

第13条（見直し後契約が女性特定治療保険（無解約返還金）（2018）の場合の特則）

（ 中 略 ）

第14条（見直し後契約が認知症保険（無解約返還金）（2019）の場合の特則）

（ 中 略 ）

第15条（見直し後契約が生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024の場合の特則）

見直し後契約が生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024の場合で、かつ、見直し前契約等に生活習慣病

重症化予防応援保険（無解約返還金）2024が含まれている場合には、つぎのとおり取り扱いいます。

- (1) 見直し後契約の生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024の保険契約の型が「生活習慣病総合保障型」の場合で、かつ、見直し前契約等に含まれている生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024の保険契約の型が「糖尿病重点保障型」の場合において、見直し前契約等の生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024の責任開始期以後で、かつ、見直し後契約の責任開始期前の原因により、見直し前契約等の生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024の給付金が支払われるべき事由に該当し、かつ、見直し後契約の給付金が支払われるべき事由に該当した場合（該当が見直し前契約等におけるそれらに対応する部分の保険期間満了前である場合に限りま
- (2) 見直し後契約の生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024の保険契約の型が「糖尿病重点保障型」の場合で、かつ、見直し前契約等に含まれている生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024の保険契約の型が「生活習慣病総合保障型」の場合において、見直し前契約等の生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024の責任開始期以後で、かつ、見直し後契約の責任開始期前の原因により、見直し後契約の糖尿病重症化予防給付金が支払われるべき事由に該当した場合（該当が見直し前契約等の生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024の保険期間満了前である場合に限りま
- (3) 第1号または第2号の規定により、見直し後契約の糖尿病重症化予防給付金または生活習慣病重症化予防給付金の額の一部が支払われる場合、支払われない部分は消滅します。消滅に伴う諸支払金があるときは、給付金の受取人に支払います。
- (4) 見直し前契約等の生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024の保険契約の型と見直し後契約の生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024の保険契約の型が異なる場合で、見直し時における保険契約者または被保険者の告知義務違反により、当会社が見直し後契約の生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024の解除を行うときには、見直し後契約の生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024の給付金の額が、見直し前契約等に含まれている生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024の給付金の額をこえる部分に限り、解除を行うことができますものとします。
- (5) 第4号の規定により、見直し後契約の生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024の一部が解除される場合、解除されない部分の給付金の額が当会社所定の金額に満たないときは、その解除されない部分は消滅します。消滅に伴う諸支払金があるときは、保険契約者に支払います。
- (6) 見直し後契約においてすでに復活が行われている場合には、第1号から第5号までの規定は適用しません。

第16条（見直し後契約に保険料払込免除特約（2018）が付加されている場合の特則）

（ 中 略 ）

第17条（見直し前契約が5年ごと配当付介護年金保険（解約返還金なし型）または無配当終身医療保険である場合の特則）

（ 中 略 ）

第18条（見直し前契約が予定利率変動型無配当個人年金保険である場合の特則）

（ 以下略 ）